

鳴門市（入札形式） 公有財産売却・落札後の注意事項

権利移転手続き

落札者には、鳴門市から入札終了後、落札が決定された旨をメールなどで通知し、商品引渡しまでの手続きをご説明いたします。万が一、鳴門市からの連絡がなかった場合は、

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市役所企画総務部総務課契約検査室

TEL:088-684-1161

FAX:088-684-1336

Email:keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp までご連絡ください。

必要な費用

◆契約締結期限までに

契約保証金 契約保証金の額は、納付済みの入札保証金の額とします。納付された入札保証金は契約保証金に全額充当するものとします。また、契約保証金は売上代金の一部に全額充当します。

契約の締結 車両および落札金額が 20 万円以上の物件については契約書を作成し、それ以外については落札決定をもって契約締結したものとみなします。

なお、契約書を作成しない場合にあっても契約履行を保証する契約保証金(入札保証金を充当)の納付は必要です。

車両および落札金額が 20 万円以上の物件については契約書を作成します。

契約の際には鳴門市より契約書(2部)などを送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印(実印)のうえ契約書(1部)に次の書類を添付し、契約締結期限までに鳴門市に直接持参または郵送してください。

ア. 個人で参加する場合

①住所・氏名・生年月日が確認できる書類(運転免許証、保険証、パスポートの写しなど)

1 通

②印鑑登録証明書 1 通

イ. 法人で参加する場合

①登記事項証明書 1 通

②印鑑登録証明書 1 通

ウ. 代理人が参加する場合

委任者・代理人双方の印鑑登録証明書 各 1 通

◆代金納付期限までに

支払い代金 契約保証金は落札代金の一部として充当します。(落札者が鳴門市に直接支払う代金は、「落札金額」－「保証金の額」です) 残金のお支払い方法は、鳴

門市が指定する口座への入金のみとなります。現金での受け取りはいたしておりませんので、ご了承ください。残金の納付は鳴門市が定める売上代金納付期限までに納付する必要があります。

必要な書類 必要な書類の一部は鳴門市[書式ダウンロード一覧](#)からダウンロードできます。

車両および落札金額が 20 万円以上の物件については契約書を作成します。

契約の際には鳴門市より契約書(2部)などを送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印(実印)のうえ契約書(1部)に次の書類を添付し、契約締結期限までに鳴門市に直接持参または郵送してください。

ア. 個人で参加する場合

①住所・氏名・生年月日が確認できる書類(運転免許証、保険証、パスポートの写しなど)

1 通

②印鑑登録証明書 1 通

イ. 法人で参加する場合

①登記事項証明書 1 通

②印鑑登録証明書 1 通

ウ. 代理人が参加する場合

委任者・代理人双方の印鑑登録証明書 各 1 通

権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期 公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など鳴門市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。所有権移転後に落札者が財産の引取りを放棄した場合、売払代金を返還することはできません。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

鳴門市役所 企画総務部 総務課 契約検査室

メール: keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp

電話: 088-684-1161

受付時間: 平日 9時から 17時